

岡山県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、軽費老人ホームの運営に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

- (1) 岡山県社会福祉施設等整備費補助金又は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の規定に基づく交付金を充当して市町村が助成する施設整備に関する補助金等（以下「施設整備費補助金等」という。）を受けて軽費老人ホームを岡山県内（政令市及び中核市を除く。）に設置する者
- (2) 岡山県社会福祉・医療施設整備等審査委員会の承認を受けて軽費老人ホームを設置する者

(補助金の交付対象等)

第3条 第1条の補助金の交付対象となる費用は、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」（平成24年岡山県条例第59号。以下「基準条例」という。）に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を補助対象者が減免した場合に、その減免した費用及び介護職員の賃金改善に係る費用とする。

2 補助金の交付額は、施設ごとにサービスの提供に要する費用の実支出額と岡山県軽費老人ホーム利用料等取扱規程（平成21年3月12日長寿第1946号）に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額（以下「サービスの提供に要する費用基準額」という。）とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収したサービスの提供に要する費用の年間実徴収額（その額が別表1に定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収基準額（月額）の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）（以下「サービスの提供に要する費用本人徴収額」という。）を控除して得た額に定員数のうち施設整備費補助金等を受けて設置した創設又は増築した時点の床数を定員数で除して求めた調整率（以下「整備補助率」という。）を乗じて得た額に、以下の(1)と(2)とを比較し、いずれか少ない方の額（以下「処遇改善加算額」という。）及び(3)の額（以下「人材確保・職場環境改善等加算額」という。）を加えて得た額とする。ただし、補助金交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 介護職員の常勤換算数（特定施設入居者生活介護を担当する職員を除き、各月の介護職員の常勤換算数を小数点第2位で切り捨て、各月分を合計した数）に9,000円を乗じた額。

(2) 実際の介護職員の賃金改善に要した額（介護職員以外の職員も賃金改善の対象としている場合を含む。以下同じ。）

(3) 介護職員の常勤換算数（月平均）に54,000円を乗じて得た額（特定施設入居者生活介護を担当する職員を除き、各月の介護職員の常勤換算数を小数点第2位で切り捨て、12ヶ月分を合計した上で12で除した数）と実際に介護人材確保・職場環境改善等の実施に要した額を比較し、いずれか少ない方の額。なお、対象期間は令和7年4月から令和8年3月までとする。

3 前条第2号に規定する者に係る補助金の交付額は、整備補助率を1とみなして前項の規

定を準用する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 軽費老人ホーム運営費補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 軽費老人ホーム運営費補助金所要額内訳書（様式第3号）
- (3) 歳入歳出予算書抄本（又は見込抄本）
- (4) 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにできる当該施設の利用規程
- (5) 県税の全税目について滞納がないことを証する書類（完納証明書）の写し

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものであること。

- (1) サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、雑費及び利用者保健衛生費に充当する経費であること。
- (2) 本人から徴収するサービスの提供に要する費用の月額実徴収額が、別表1に定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収基準額（月額）を超えないこと。
- (3) 基準条例第16条第1項第3号、第5号及び第6号に定める費用が別表2に定める利用料の徴収の基準に適合していること。
- (4) 処遇改善加算額を取得する場合は、処遇改善加算額に相当する介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならないこと。なお、実際の介護職員の賃金改善に要した額に、法定福利費等の増額分を含むことも可能とするが、処遇改善加算額の3分の2以上を介護職員の基本給、手当、賞与等の改善に充てなければならないこと。
- (5) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。）を低下させてはならないこと。
- (6) 人材確保・職場環境改善等加算額を取得する場合は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していることを、加算の要件とする。
 - (ア) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - (イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
 - (ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組また、この加算の使途範囲は、職場環境改善経費又は介護職員の賃金改善に要する費用とする。職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。
ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。
- (7) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備え、これを証拠書類とともに事業完了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、こ

の補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (10) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた日から起算して30日以内に、申請の取下げをすることができる。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後の事情の変更により補助金の変更交付を受けようとする場合には、第4条に定める申請手続に従い、補助金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた額の20%以内の減額である場合は、この限りではない。

- (1) 軽費老人ホーム運営費補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 軽費老人ホーム運営費補助金所要額内訳書（様式第3号）
- (3) 歳入歳出予算書抄本（又は見込抄本）
- (4) 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

(状況報告)

第8条 補助事業者は、毎月の階層別利用人員について、知事が別に定める様式により報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）を作成し、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 軽費老人ホーム運営費補助金精算書（様式第6号）
- (2) 軽費老人ホーム運営費補助金精算内訳書（様式第7号）
- (3) 歳入歳出決算書抄本（又は見込抄本）
- (4) 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は様式第8号により行うものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第15条ただし書の規定による補助金概算交付請求は様式第8号により行うものとし、その提出期限は知事が別に定める。

(特別の事情)

第11条 特別の事情により第3条、第4条、第7条及び第9条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによること。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度補助金から適用する。
- 2 この要綱制定前に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 11 日から施行し、平成 16 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 18 日から施行し、平成 16 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日より施行し、平成 18 年度補助金から適用する。

この要綱の施行の際現に存する軽費老人ホームを設置している者は、岡山県社会福祉施設等整備費補助金を受けて設置した者とみなして、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行し、平成 21 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 15 日より施行し、平成 22 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 30 日より施行し、平成 23 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行し、平成 25 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日より施行し、平成 27 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 27 日より施行する。

附 則

- (1) この要綱は、平成 29 年 6 月 2 日より施行し、平成 29 年度補助金から適用する。
- (2) 改正前の岡山県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱に定める様式による用紙は当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日より施行し、平成 31 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 19 日より施行し、令和 4 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行し、令和 6 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日より施行し、令和7年度補助金から適用する。

別添 1

本人からのサービスの提供に要する費用徴収基準額（月額）

(1) 軽費老人ホーム

対象収入による 階層区分		費用徴収額（月額） 平成21年4月以降適用
1	1, 500, 000円以下	10, 000 円
2	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 100
3	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 100
4	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 100
5	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 300
6	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 300
7	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 300
8	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 400
9	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 500
10	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 600
11	2, 400, 001円～2, 500, 000円	50, 600
12	2, 500, 001円～2, 600, 000円	57, 700
13	2, 600, 001円～2, 700, 000円	64, 800
14	2, 700, 001円～2, 800, 000円	71, 900
15	2, 800, 001円～2, 900, 000円	79, 000
16	2, 900, 001円～3, 000, 000円	86, 100
17	3, 000, 001円～3, 100, 000円	93, 200
18	3, 100, 001円以上	全額

(2) 軽費老人ホームA型

①平成3年7月1日以降の入所者から適用

対象収入による 階層区分		本人からの徴収額（月額） 平成21年4月以降適用
1	1,500,000円以下	10,000 円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100
4	1,700,001円～1,800,000円	19,100
5	1,800,001円～1,900,000円	22,300
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300
8	2,100,001円～2,200,000円	35,400
9	2,200,001円～2,300,000円	40,500
10	2,300,001円～2,400,000円	45,600
11	2,400,001円～2,500,000円	50,600
12	2,500,001円～2,600,000円	57,700
13	2,600,001円～2,700,000円	64,800
14	2,700,001円～2,800,000円	71,900
15	2,800,001円～2,900,000円	79,000
16	2,900,001円～3,000,000円	86,100
17	3,000,001円～3,100,000円	94,200
18	3,100,001円～3,200,000円	102,400
19	3,200,001円～3,300,000円	110,500
20	3,300,001円～3,400,000円	118,500
21	3,400,001円以上	全額

(注意事項：軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型共通)

- 1 この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- 3 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。
- 4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- 5 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

②平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次の額とする。

	階層区分	本人からの費用徴収額 (月額)
A	市町村民税の非課税者	10,000 円
B		15,100
C1		20,200
C2	所得税 課税 者	所得税 7,300円以下
C3		" 7,301円~14,900円
C4		" 14,901円~22,200円
C5		" 22,201円~29,700円
C6		" 29,701円~37,200円
C7		" 37,201円~44,600円
C8		" 44,601円~52,200円
C9		" 52,201円~59,800円
C10		" 59,801円以上
		全額

別添2 利用料の徴収基準

1 居住に要する費用（月額）

（1）居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用の徴収は、老人福祉法第20条の6及び基準条例第2条の趣旨に基づき、分割支払方式とすること。

なお、ここに分割支払方式とは、施設の建築年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、県補助額及び県等の借入金返還助成額等の公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式をいう。

イ 軽費老人ホームの開所後に入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

（2）居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得が低い場合や夫婦で利用する場合等、入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

2 特別なサービスに要する費用

基準条例第16条第1項第1号から第4号の外、第5号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」について、その実費相当額以下を利用者の負担とすることができますのこと。

ここに「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用（特定施設入所者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。）及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まない。

ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用

イ 基準条例第16条第1項第1号から第4号に該当する費用

ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用（退去時における居室の現状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、基準条例第16条第1項第1号から第3号に係る費用を合算した徴収額の3ヶ月分（概ね30万円を超えない部分に限る。）の範囲で徴収する費用を除く。）

3 その他の費用

前1～2に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められるものについて、その実費相当額以下を利用者の負担とすることができます。

4 退去時の取り扱い

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。